

保護者 様

習志野市教育委員会
学校教育課 学校教育課長

習志野市給食費に関する規則の概要について(お知らせ)

向暑の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、令和2年度の給食費につきましては、「習志野市立学校等の給食費に関する規則」に基づき決定しておりますので、この概要についてお知らせいたします。

記

1. 給食費の額

幼稚園、小学校(低学年1,2,3年生・高学年4,5,6年生)、中学校及び教職員の各区分に応じた1食あたりの額を定め、給食の実施回数に乗じた額を請求額としています。

1食あたりの金額は、

幼稚園、小学校低学年1,2,3年生	280円	
小学校高学年4,5,6年生	330円	
中学校、教職員	365円	です。

2. 給食費の調整

次の場合には、給食費の額を減額又は調整します。

- ① 食物アレルギー(牛乳)で牛乳が飲めない場合、1本分の牛乳代金を減額します。ただし、牛乳飲用以外のアレルギーは対象外です。
- ② 学校保健安全法第20条(インフルエンザなどの感染症)による学校・学級閉鎖の場合の欠食分は減額します。ただし、閉鎖が決定した日から3日後以降の欠食分が該当します。また、連続して5日以上給食の提供を受けることができない場合(疾病等)、個々に申し出がありましたら、申し出があった日から3日後以降の欠食分は対象となります。

※詳細は、習志野市のホームページで御覧いただけます。

習志野市立大久保東小学校

保護者様

習志野市長 宮本 泰介 (公印省略)

習志野市教育委員会 (公印省略)

令和2年度給食費の納付期限と請求額について (お知らせ)

初夏の候、保護者の皆様には、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年度の給食費の納付期限と請求額が下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

【令和2年度 大久保東小学校 給食費の納付期限と請求額】

	納付期限 (口座振替日)	1~3年生 (1食 280円)	4、5年生 (1食 330円)	6年生 (1食 330円)
1回目	6月30日(火)	4,760円	5,610円	5,610円
2回目	7月31日(金)	4,760円	5,610円	5,610円
3回目	8月31日(月)	4,760円	5,610円	5,610円
4回目	9月30日(水)	4,760円	5,610円	5,610円
5回目	11月 2日(月)	4,760円	5,610円	5,610円
6回目	11月30日(月)	4,760円	5,610円	5,610円
7回目	12月28日(月)	4,760円	5,610円	5,610円
8回目	2月 1日(月)	4,760円	5,610円	5,610円
9回目	3月 1日(月)	4,760円	5,610円	5,610円
10回目	3月31日(水)	5,600円	6,600円	4,950円
(予定) 年間合計額と実施回数		173回 48,440円	173回 57,090円	168回 55,440円

※行事等により実施回数に変更になる場合は、10回目の金額を変更し調整いたします。10回目の金額は、年間の回数が確定次第、お知らせいたします。

※再振替はありませんので、振替日前には、口座残高の確認をお願いいたします。

【問い合わせ先】 習志野市教育委員会学校教育課

TEL : 047-451-1133